

アネットクラブの内容

1 サービス内容

① 電話、ファックス、電子メールでの法律相談、ご来所いただいたての法律相談が無料になります。

　ファックス、電子メールでの法律相談については、相談をお受けしてから 48 時間以内に回答します。但し、土日祝祭日は除きます。

※ 裁判外の書面（契約書、合意書など）、裁判上の書面（訴状、答弁書、準備書面など）の作成、添削、意見の表明は有料になります。

② 貴社のお客様についても、ご来所いただいたての法律相談が無料になります（貴社のお客様から、直接、電話、ファックス、電子メールをいただいても回答することはできません）。

※ 貴社のお客様がご来所される場合は、ご来所の都度、貴社から、ファックス、電子メール、電話のいずれかで、「顧客の方から、法律相談の申し込みがある」旨を、当事務所まで事前にご連絡ください。

2 期間

アネットの期間は、毎年 1 月 1 日からその年の 12 月 31 日までですが（休暇中は除きます）、貴社あるいは当事務所から更新しない旨の連絡がない場合、そのままさらに 1 年間、更新になります。

※ なお、1 月 1 日以後にご加入いただいた場合でも、ご加入時からその年の 12 月 31 日までが、アネットの期間となります。

3 会費

会費は年間 1 万円（税別）です（これ以外には費用はかかりません）。

グリーンリーフ法律事務所について

① 女性弁護士 2 名を含む 11 名の弁護士が、弁護士法人という組織として、依頼者の方に総合的なサービスを提供しています。

※ それぞれの得意分野を持った各弁護士が補完し合い、また、緊急性の高い案件、一度に多数の弁護士が必要な案件に対応することも可能です。

② ご相談者の方の便宜のため、土曜日、日曜日、夜間の法律相談を行っています。

③ 開設以来 20 年以上、埼玉県の皆様の法律相談、ご依頼を承っています。

④ 弁護士費用の明示を心がけ、ご依頼を受ける前に、お見積書、委任契約書を作成しています。

⑤ 分かりやすく、ていねいな対応をモットーにしています。

アネットクラブについて

弁護士法人グリーンリーフ法律事務所 御中

Fax 048-649-4632

※ 下記にチェックをつけて下さい。

- アネットクラブ協定書のひな形をファックスしてください。
- グリーンリーフ法律事務所を訪問したいので、日程の連絡を下さい。
- その他()

貴事務所【】

ご担当者名【】

お電話番号【】

FAX番号【】